

(その1)

収 支 報 告 書



令和 6 年 月 日開催分

(ふりがな)

1 政治団体の名称

じゅうみんしゅとうさがけんしぶれんごうかい
自由民主党佐賀県支部連合会

2 主たる事務所の所在地

佐賀市水ヶ江一丁目8番17号

3 代表者の氏名

古 川 康

4 会計責任者の氏名

永 沼 彰

事務担当者の氏名

松 原 美 寿

(電話) 0952-24-1286

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|--|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政 党 の 支 部 | の 規 定 に よ る 政 治 団 体 |
| ☐ 政 治 資 金 団 体 | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 |
| | ☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☒ 無

公職の種類

資金管理団体

の届出をした

者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者

の 氏 名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

- 備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「☒」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「☐」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「☒」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額			十億	1	1	5	3	7	9	千	3	3	7	円
(前年からの繰越額)					5	6	8	9	4		9	8	1	
(本年の収入額)					5	8	4	8	4		3	5	6	
支 出 総 額					5	3	8	2	9		0	6	7	
翌 年 へ の 繰 越 額					6	1	5	5	0		2	7	0	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額			十億			6	7	5	5	千	8	7	5	円
員 数									9		3	1	3	

(2) 寄 附

ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額										備 考			
(ア) 個人からの寄附			十億			7	5	7	0	千	0	0	0	円
（うち特定寄附）													0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附													0	
(ウ) 政治団体からの寄附													0	
小 計（ア）＋（イ）＋（ウ）						7	5	7	0		0	0	0	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕													0	
イ 政党匿名寄附													0	
合 計 （ア ＋ イ）						7	5	7	0		0	0	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	103,500	R6.4.10	東京都千代田区永田町一丁目11-23	本部助成金
〃	911,700	4.15	〃	〃
〃	100,000	5.20	〃	〃
〃	286,620	6.5	〃	〃
〃	15,960	6.20	〃	〃
〃	205,480	10.18	〃	〃
〃	960,480	11.20	〃	〃
〃	100,000	12.6	〃	〃
〃	105,140	12.26	〃	〃
〃	1,270,000	R6.1.31	〃	国民政治協会還付金
〃	301,000	2.29	〃	〃
〃	383,000	3.29	〃	〃
〃	437,000	4.30	〃	〃
〃	206,000	5.31	〃	〃
〃	381,000	6.28	〃	〃
この頁の小計	5,766,880			
合 計				

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党本部	275,000	7.31	東京都千代田区永田町一丁目11-23	国民政治協会還付金
〃	231,000	8.30	〃	〃
〃	416,000	9.30	〃	〃
〃	291,000	10.31	〃	〃
〃	299,000	11.29	〃	〃
〃	693,000	12.25	〃	〃
〃	2,200,000	R6.4.30	〃	政党交付金
〃	2,200,000	7.31	〃	〃
〃	10,000,000	9.13	〃	〃
〃	5,000,000	10.10	〃	〃
〃	2,200,000	10.31	〃	〃
〃	2,509,512	11.8	〃	〃
〃	2,200,000	12.25	〃	〃
この頁の小計	28,514,512			
合 計				

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党佐賀県第一選挙区支部	2,000,000	R6.11.6	佐賀県佐賀市西田代2丁目3-14-1	
自由民主党佐賀県第二選挙区支部	2,000,000	11.6	佐賀県小城市三日月町久米1422-11	
自由民主党玄海町支部	60,000	12.14	佐賀県東松浦郡玄海町仮屋3番地1	
自由民主党太良町支部	60,000	12.17	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
自由民主党佐賀県宅建支部	30,000	12.24	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
この頁の小計	4,150,000			
合 計	38,431,392			

備考 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入			
摘 要	金 額	備 考	
県議会政務調査事務負担金	300,000	2024/1/23	自由民主党佐賀県議会議員団
〃	300,000	2024/2/21	〃
〃	300,000	2024/3/21	〃
〃	300,000	2024/4/19	〃
〃	300,000	2024/5/21	〃
〃	300,000	2024/6/21	〃
〃	300,000	2024/7/19	〃
〃	300,000	2024/8/21	〃
〃	300,000	2024/9/20	〃
〃	300,000	2024/10/21	〃
〃	300,000	2024/11/21	〃
〃	300,000	2024/12/20	〃
事務委託費	500,000	2024/3/21	一般財団法人佐賀自由民主会館
〃	500,000	2024/6/24	〃
〃	500,000	2024/9/24	〃
この頁の小計	5,100,000		
1件10万円未満のもの			
合 計			

- 備考 1. 1件当りの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
事務委託費	500,000	2024/12/23 一般財団法人佐賀自由民主会館
この頁の小計	500,000	
1件10万円未満のもの	127,089	
合 計	5,727,089	

- 備考 1. 1件当りの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、1件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
2. 「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
3. 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
今村 雅弘	35,000	R6.1.10	佐賀県佐賀市神野東1-3-17 エスペランサ神野1005号	衆議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	30,000	12.10	〃	〃	
〃					
〃					
〃					
〃					
この頁の小計	380,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
岩田 和親	35,000	R6.1.10	佐賀県佐賀市中の小路7-1	衆議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
この頁の小計	350,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
古川 康	35,000	R6.1.10	佐賀県唐津市新興町20番地 アーバンパレス唐津スカイテラス1401号	衆議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
この頁の小計	350,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
福岡 資麿	35,000	R6.1.10	佐賀県佐賀市兵庫北5-11-43-807	参議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.8	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
〃	40,000	12.24	〃	〃	
この頁の小計	460,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
山下 雄平	35,000	R6.1.10	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	参議院議員	
〃	35,000	2.9	〃	〃	
〃	35,000	3.8	〃	〃	
〃	35,000	4.10	〃	〃	
〃	35,000	5.10	〃	〃	
〃	35,000	6.10	〃	〃	
〃	35,000	7.10	〃	〃	
〃	35,000	8.9	〃	〃	
〃	35,000	9.10	〃	〃	
〃	35,000	10.10	〃	〃	
〃	35,000	11.8	〃	〃	
〃	35,000	12.10	〃	〃	
この頁の小計	420,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
留守 茂幸	15,000	R6.1.19	佐賀県佐賀市大和町大字東山田3780番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
石井 秀夫	15,000	R6.1.19	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2367番地8	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
木原 奉文	20,000	R6.1.19	佐賀県佐賀市多布施四丁目19番16号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
藤木卓一郎	20,000	R6.1.19	佐賀県小城市三日月町樋口227番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21		〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
石倉 秀郷	15,000	R6.1.19	佐賀県杵島郡江北町大字山口4412番地3	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
土井 敏行	20,000	R6.1.19	佐賀県鹿島市大字高津原4002番地	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この 頁 の 小 計	240,000				
そ の 他 の 寄 附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
大場 芳博	15,000	R6.1.19	佐賀県唐津市半田2014番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
岡口 重文	15,000	R6.1.19	佐賀県伊万里市大川町大川野2844番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
原田 寿雄	15,000	R6.1.19	佐賀県西松浦郡有田町戸杓445-1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
指山 清範	20,000	R6.1.19	佐賀県鳥栖市藤木町2103番地1サンヒルズマンション602号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
宮原 真一	15,000	R6.1.19	佐賀県三養基郡みやき町江口332番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
坂口 祐樹	15,000	R6.1.19	佐賀県藤津郡太良町多良3532番地1	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
八谷 克幸	15,000	R6.1.19	佐賀県神埼市神埼町永歌289番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考	
定松 一生	20,000	R6.1.19	佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里2774番地2	県議会議員		
〃	20,000	2.21	〃	〃		
〃	20,000	3.21	〃	〃		
〃	20,000	4.19	〃	〃		
〃	20,000	5.21	〃	〃		
〃	20,000	6.21	〃	〃		
〃	20,000	7.19	〃	〃		
〃	20,000	8.21	〃	〃		
〃	20,000	9.20	〃	〃		
〃	20,000	10.21	〃	〃		
〃	20,000	11.21	〃	〃		
〃	20,000	12.20	〃	〃		
この頁の小計	240,000					
その他の寄附						
合 計						

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
古賀 陽三	20,000	R6.1.19	佐賀県佐賀市新郷本町4番8号	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
池田 正恭	15,000	R6.1.19	佐賀県小城市小城町松尾408番地2	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
西久保 弘克	20,000	R6.1.19	佐賀県佐賀市鍋島町大字蛸久1076-3	県議会議員	
〃	20,000	2.21	〃	〃	
〃	20,000	3.21	〃	〃	
〃	20,000	4.19	〃	〃	
〃	20,000	5.21	〃	〃	
〃	20,000	6.21	〃	〃	
〃	20,000	7.19	〃	〃	
〃	20,000	8.21	〃	〃	
〃	20,000	9.20	〃	〃	
〃	20,000	10.21	〃	〃	
〃	20,000	11.21	〃	〃	
〃	20,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	240,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
富田 幸樹	15,000	R6.1.19	佐賀県唐津市相知町中山4353番地6	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
中村 圭一	15,000	R6.1.19	佐賀県鳥栖市あさひ新町940-48	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
古川 裕紀	15,000	R6.1.19	佐賀県神埼市千代田町下板981番地2	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
弘川 貴紀	15,000	R6.1.19	佐賀県伊万里市山代町久原2826番地2	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「特 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
古賀 和浩	15,000	R6.1.19	佐賀県三養基郡基山町宮浦89-6	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
田中 秀和	15,000	R6.1.19	佐賀県唐津市原337番地6	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に㊦ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
桃崎 祐介	15,000	R6.1.19	佐賀県唐津市浜玉町横田下518番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
牟田 裕子	15,000	R6.1.19	佐賀県佐賀市中の小路8番3号	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
青木 一功	15,000	R6.1.19	佐賀県佐賀市八幡小路5番10号	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
石丸 太郎	15,000	R6.1.19	佐賀県武雄市橘町大字芦原4660番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この 頁 の 小 計	180,000				
そ の 他 の 寄 附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体に あつては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
猪村 利恵子	15,000	R6.1.19	佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲14003番地	県議会議員	
〃	15,000	2.21	〃	〃	
〃	15,000	3.21	〃	〃	
〃	15,000	4.19	〃	〃	
〃	15,000	5.21	〃	〃	
〃	15,000	6.21	〃	〃	
〃	15,000	7.19	〃	〃	
〃	15,000	8.21	〃	〃	
〃	15,000	9.20	〃	〃	
〃	15,000	10.21	〃	〃	
〃	15,000	11.21	〃	〃	
〃	15,000	12.20	〃	〃	
この頁の小計	180,000				
その他の寄附					
合 計					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個 人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
重田 音彦	60,000	R6.12.9	佐賀県佐賀市富士町大串152	自由民主党佐賀県支部連合会総務会長	
江島 佐知子	60,000	R6.12.20	佐賀県小城市小城町907	自由民主党佐賀県支部連合会女性局長	
増本 知代	30,000	R6.12.21	佐賀県唐津市山本1756-7	自由民主党佐賀県支部連合会女性局次長	
この頁の小計	150,000				
その他の寄附	0				
合 計	7,570,000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間 5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別様とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	19,071,580	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,721,280	
(4) 事 務 所 費	7,124,702	
小 計	27,917,562	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	12,996,537	
(2) 選 挙 関 係 費	2,789,591	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,800,377	
ア 機関紙誌の発行事業費	499,800	
イ 宣伝事業費	967,827	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	332,750	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	8,325,000	8,225,000円
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	25,911,505	
合 計	53,829,067	

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (県連大会費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
往復はがき代	54,180	R6.4.1	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
会場借上代	94,380	R6.5.24	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
〃	845,900	R6.5.24	株式会社メモリード	長崎県長崎市稲佐町2番2号	
食事代	116,820	R6.5.24	〃	〃	
速記代	78,650	R6.5.24	株式会社小出速記事務所	佐賀県佐賀市鍋島四丁目5番2号	
記念品代	193,600	R6.5.24	株式会社原重製陶所	佐賀県西松浦郡有田町応法丙3639	
大会冊子印刷代	121,000	R6.5.27	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
駐車場警備代	154,000	R6.5.27	中央警備保障株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬東三丁目3番10号	
看板・垂れ幕代及び 取付撤去代	235,070	R6.5.31	株式会社アサヒ工芸社	佐賀県佐賀市成章町1-15	
この頁の小計	1,893,600				
その他の支出	975,520				
合 計	2,869,120				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (旅費交通費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	71,170	R6.3.16	指山 清範	佐賀県鳥栖市藤木町2103-1 サンヒルズマンション602	
〃	67,430	R6.3.16	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	
〃	61,100	R6.5.23	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	78,880	R6.12.2	指山 清範	佐賀県鳥栖市藤木町2103-1 サンヒルズマンション602	
〃	81,530	R6.12.2	重田 音彦	佐賀県佐賀市富士町大串152	
〃	81,530	R6.12.2	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	
〃	93,200	R6.12.8	指山 清範	佐賀県鳥栖市藤木町2103-1 サンヒルズマンション602	
〃	95,400	R6.12.8	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	
〃	82,500	R6.12.18	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
この頁の小計	712,740				
その他の支出	198,700				
合 計	911,440				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (交 際 費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	94,550				
合 計	94,550				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (組織活動強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
食事代	208,000	R6.3.16	民権企業株式会社	東京都千代田区平河町2丁目5番5号	
賃 金	62,108	R6.5.28	小林 真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
会場借上代	318,230	R6.7.4	株式会社ニューオータニ九州	佐賀県佐賀市与賀町1番2号	
封筒印刷代	63,250	R6.10.10	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
会場借上代	144,220	R6.10.10	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原町2丁目10番43号	
賃 金	71,512	R6.10.29	小林 真美	佐賀県佐賀市駅南本町1-1-1101号	
会場借上代	138,820	R6.11.19	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原町2丁目10番43号	
〃	142,420	R6.12.23	〃	〃	
この 頁 の 小 計	1,148,560				
そ の 他 の 支 出	1,012,532				
合 計	2,161,092				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (政務調査会費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	71,290	R6.3.16	古賀 陽三	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
講師送迎車代	72,150	R6.8.28	中央タクシー株式会社	佐賀県佐賀市兵庫北一丁目1番12号	
会場借上代	391,820	R6.9.17	株式会社メモリード	長崎県長崎市稲佐町2番2号	
〃	438,020	R6.9.17	〃	〃	
コピーカウント料	93,160	R6.9.20	リコージャパン株式会社	佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松1082	
〃	162,103	R6.10.21	〃	〃	
この 頁 の 小 計	1,228,543				
そ の 他 の 支 出	80,282				
合 計	1,308,825				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (青年局費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	67,920	R6.2.7	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
旅券代	1,018,024	R6.2.20	株式会社 ロッキー	佐賀県佐賀市大和町大字東山田2068-1	
ニュースレター郵送代	140,185	R6.2.28	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
ニュースレター印刷代	84,700	R6.3.4	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
旅 費	67,430	R6.3.16	宮崎 健	佐賀県佐賀市八幡小路6-15-1	
〃	67,430	R6.3.16	友田 香将雄	佐賀県杵島郡白石町福田2027-16	
〃	67,430	R6.3.16	石丸 太郎	佐賀県武雄市橘町芦原4660	
〃	67,430	R6.3.16	古川 裕紀	佐賀県神埼市千代田町下板981-2	
〃	63,690	R6.3.16	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
〃	72,080	R6.5.18	宮崎 健	佐賀県佐賀市八幡小路6-15-1	
〃	72,080	R6.5.18	友田 香将雄	佐賀県杵島郡白石町福田2027-16	
〃	71,280	R6.5.18	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
会場借上代	79,860	R6.5.24	佐嘉神社記念館	佐賀県佐賀市松原2丁目10番43号	
〃	116,400	R6.5.24	〃	〃	
この頁の小計	2,055,939				
その他の支出	799,230				
合 計	2,855,169				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (女性局費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	67,430	R6.3.16	江島 佐知子	佐賀県小城市小城町907	
〃	67,430	R6.3.16	増本 知代	佐賀県唐津市山本1756-7	
〃	67,430	R6.3.16	中島 慶子	佐賀県多久市多久町2052-3	
〃	67,430	R6.3.16	中村 眞智子	佐賀県三養基郡基山町小倉427-1	
会場借上代	280,720	R6.5.24	株式会社 メモリード	長崎県長崎市稲佐町2番2号	
食事代	55,737	R6.5.24	〃	〃	
この頁の小計	606,177				
その他の支出	292,667				
合 計	898,844				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (登録党員事務費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	13,600				
合 計	13,600				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (総裁選挙費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
旅 費	102,800	R6.8.7	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	
〃	68,360	R6.9.12	重田 音彦	佐賀県佐賀市富士町大串152	
〃	53,140	R6.9.16	宮崎 健	佐賀県佐賀市八幡小路6-15-1	
〃	53,140	R6.9.16	前田 博己	佐賀県小城市小城町松尾3690-2	
〃	53,140	R6.9.16	山中 祥大	佐賀県佐賀市本庄町本庄898-9 ベルローズC127号室	
〃	53,140	R6.9.16	江島 佐知子	佐賀県小城市小城町907	
〃	53,140	R6.9.16	藤瀬 都子	佐賀県杵島郡大町町福母3068-23	
〃	52,340	R6.9.16	井上 沙織	佐賀県佐賀市水ヶ江2-2-6-502	
投票用紙印刷代	63,448	R6.10.10	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
投票用紙郵送代	606,883	R6.10.17	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	552,531	R6.10.17	〃	〃	
この頁の小計	1,712,062				
その他の支出	171,835				
合 計	1,883,897				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 選挙関係費 (選挙関係費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
送代	68,470	R6.10.1	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
旅 費	108,776	R6.10.7	指山 清範	佐賀県鳥栖市藤木町2103-1 サンヒルズマンション602	
〃	108,776	R6.10.7	藤木 卓一郎	佐賀県小城市三日月町樋口227	
〃	108,776	R6.10.7	松原 美寿	佐賀県佐賀市富士町小副川749-1	
新聞広告代	198,000	R6.11.6	株式会社電通九州	福岡県福岡市中央区赤坂1-16-10	
車輛レンタル代	115,500	R6.11.6	株式会社トヨタレンタリース佐賀	佐賀県佐賀市大財2-1-40	
政党車設備・ 拡声器搭載代	1,010,900	R6.11.6	株式会社アサヒ工芸社	佐賀県佐賀市成章町1-15	
看板文字貼替代・ 議員垂幕代	66,000	R6.11.6	〃	〃	
この頁の小計	1,785,198				
その他の支出	1,004,393				
合 計	2,789,591				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (印刷製本費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
自由民主(佐賀県版) 印刷・帯封取付代	224,056	R6.3.26	株式会社佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
この頁の小計	224,056				
その他の支出	7,700				
合 計	231,756				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (荷造発送費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
自由民主(佐賀県版) 郵送代	268,044	R6.3.22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この 頁 の 小 計	268,044				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	268,044				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (広報宣伝費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
県連ホームページ制作費	330,000	R6.1.26	合同会社 バタフライ	福岡県福岡市中央区大名2-10-38 ディーウィング・タワー1303	
この頁の小計	330,000				
その他の支出	126,625				
合 計	456,625				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (遊説部費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
懇談会費	72,000	R6.7.9	日本料理 城下	佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目8-1	
講師送迎車代	58,350	R6.7.24	中央タクシー株式会社	佐賀県佐賀市兵庫北一丁目1番12号	
この頁の小計	130,350				
その他の支出	87,834				
合 計	218,184				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (広報車管理費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
任意保険料	90,270	R6.6.26	三井住友海上火災保険株式会社	佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命佐賀駅前ビル6F	
車検代	150,000	R6.7.8	佐賀トヨペット 株式会社	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝150番地5	
この 頁 の 小 計	240,270				
そ の 他 の 支 出	52,748				
合 計	293,018				

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を
 超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組
 織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議
 員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (政経セミナー)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
印刷代	332,750	R6.1.29	株式会社 佐賀印刷社	佐賀県佐賀市高木瀬西6-11-7	
この頁の小計	332,750				
その他の支出	0				
合 計	332,750				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	752,000	R6.6.23	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
〃	273,000	R6.6.23	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市湊町729-2	
〃	224,000	R6.6.23	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	145,000	R6.6.23	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3	
〃	381,000	R6.6.23	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	134,000	R6.6.23	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市若木町本部4588	
〃	171,000	R6.6.23	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市山浦甲2340-1	
〃	121,000	R6.6.23	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番1	
〃	134,000	R6.6.23	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1697-1	
〃	106,000	R6.6.23	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
〃	120,000	R6.6.23	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	153,000	R6.6.23	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1	
〃	129,000	R6.6.23	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町上無津呂366	
〃	231,000	R6.6.23	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地	
〃	148,000	R6.6.23	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1842-3	
この頁の小計	3,222,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄で「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	94,000	R6.6.23	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬村187	
〃	270,000	R6.6.23	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町小倉945-1	
〃	150,000	R6.6.23	自由民主党中原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
〃	187,000	R6.6.23	自由民主党北茂安支部	佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2608-54	
〃	162,000	R6.6.23	自由民主党三根支部	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893	
〃	119,000	R6.6.23	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	204,000	R6.6.23	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町芦溝577-2	
〃	199,000	R6.6.23	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町五反田138	
〃	139,000	R6.6.23	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
〃	113,000	R6.6.23	自由民主党厳木支部	佐賀県唐津市厳木町広瀬1630	
〃	148,000	R6.6.23	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963	
〃	110,000	R6.6.23	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多田中1645-5	
〃	121,000	R6.6.23	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町入野甲450番地	
〃	157,000	R6.6.23	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町飯屋3番地1	
〃	120,000	R6.6.23	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町八床4243	
この頁の小計	2,293,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	110,000	R6.6.23	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	
〃	151,000	R6.6.23	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3483	
〃	112,000	R6.6.23	自由民主党西有田支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
〃	121,000	R6.6.23	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町島海18433番地2	
〃	87,000	R6.6.23	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1797-8	
〃	106,000	R6.6.23	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字福母2319	
〃	139,000	R6.6.23	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町佐留志2076-7	
〃	169,000	R6.6.23	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋1186	
〃	155,000	R6.6.23	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	114,000	R6.6.23	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙380	
〃	146,000	R6.6.23	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1	
〃	50,000	R6.6.23	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	20,000	R6.6.23	佐賀県歯科技工士連盟	佐賀県伊万里市東山代町長浜153-1	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
〃	70,000	R6.6.23	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県小城市三日月町長神田949-30	
この頁の小計	1,570,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市鎮西町馬渡島77	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市末広1丁目9番35号	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市神野東2-2-1	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県土地改良支部	佐賀県佐賀市大財3丁目8番30号	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県武雄市橘町永島4516	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	
〃	70,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号	
この頁の小計	710,000				
その他の支出					
合 計					

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (支部強化費)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
交付金	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県ちんたい支部	佐賀県佐賀市天祐2-2-23	
〃	70,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県造園建設業協会支部	佐賀県佐賀市金立町大字千布637-1	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県遊技産業支部	佐賀県唐津市長谷18-1 2階	
この頁の小計	430,000				
その他の支出	0				
合 計	8,225,000				

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

(2) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (奨励・補助金)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計	0				
その他の支出	100,000				
合 計	100,000				

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってなされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交 付 金	752,000	R6.6.23	自由民主党佐賀市支部	佐賀県佐賀市新郷本町4-8	
〃	273,000	R6.6.23	自由民主党唐津市支部	佐賀県唐津市湊町729-2	
〃	224,000	R6.6.23	自由民主党鳥栖市支部	佐賀県鳥栖市宿町1436	
〃	145,000	R6.6.23	自由民主党多久市支部	佐賀県多久市北多久町大字小侍2268番地3	
〃	381,000	R6.6.23	自由民主党伊万里市支部	佐賀県伊万里市大坪町丙1781-1	
〃	134,000	R6.6.23	自由民主党武雄市支部	佐賀県武雄市若木町本部4588	
〃	171,000	R6.6.23	自由民主党鹿島市支部	佐賀県鹿島市山浦甲2340-1	
〃	121,000	R6.6.23	自由民主党諸富支部	佐賀県佐賀市諸富町大字為重26番1	
〃	134,000	R6.6.23	自由民主党川副町支部	佐賀県佐賀市川副町犬井道1697-1	
〃	106,000	R6.6.23	自由民主党東与賀町支部	佐賀県佐賀市東与賀町下古賀1007-2	
〃	120,000	R6.6.23	自由民主党久保田町支部	佐賀県佐賀市久保田町大字久保田1172	
〃	153,000	R6.6.23	自由民主党大和町支部	佐賀県佐賀市大和町尼寺1282-1	
〃	129,000	R6.6.23	自由民主党富士町支部	佐賀県佐賀市富士町上無津呂366	
〃	231,000	R6.6.23	自由民主党神埼市支部	佐賀県神埼市神埼町尾崎3354番地	
〃	148,000	R6.6.23	自由民主党吉野ヶ里町支部	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1842-3	
こ の 頁 の 小 計	3,222,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交 付 金	94,000	R6.6.23	自由民主党三瀬村支部	佐賀県佐賀市三瀬村187	
〃	270,000	R6.6.23	自由民主党基山町支部	佐賀県三養基郡基山町小倉945-1	
〃	150,000	R6.6.23	自由民主党中原支部	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6340	
〃	187,000	R6.6.23	自由民主党北茂安支部	佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2608-54	
〃	162,000	R6.6.23	自由民主党三根支部	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1893	
〃	119,000	R6.6.23	自由民主党上峰町支部	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所681番地	
〃	204,000	R6.6.23	自由民主党小城市支部	佐賀県小城市芦刈町芦溝577-2	
〃	199,000	R6.6.23	自由民主党浜玉町支部	佐賀県唐津市浜玉町五反田138	
〃	139,000	R6.6.23	自由民主党七山支部	佐賀県唐津市七山白木2756-1	
〃	113,000	R6.6.23	自由民主党厳木支部	佐賀県唐津市厳木町広瀬1630	
〃	148,000	R6.6.23	自由民主党相知支部	佐賀県唐津市相知町佐里1963	
〃	110,000	R6.6.23	自由民主党北波多支部	佐賀県唐津市北波多田中1645-5	
〃	121,000	R6.6.23	自由民主党肥前町支部	佐賀県唐津市肥前町入野甲450番地	
〃	157,000	R6.6.23	自由民主党玄海町支部	佐賀県東松浦郡玄海町飯屋3番地1	
〃	120,000	R6.6.23	自由民主党鎮西町支部	佐賀県唐津市鎮西町八床4243	
この頁の小計	2,293,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交 付 金	110,000	R6.6.23	自由民主党呼子町支部	佐賀県唐津市呼子町呼子3817-5	
〃	151,000	R6.6.23	自由民主党有田町支部	佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3483	
〃	112,000	R6.6.23	自由民主党西有田支部	佐賀県西松浦郡有田町上内野丙3430-1	
〃	121,000	R6.6.23	自由民主党山内町支部	佐賀県武雄市山内町鳥海18433番地2	
〃	87,000	R6.6.23	自由民主党北方町支部	佐賀県武雄市北方町大崎1797-8	
〃	106,000	R6.6.23	自由民主党大町町支部	佐賀県杵島郡大町町大字福母2319	
〃	139,000	R6.6.23	自由民主党江北町支部	佐賀県杵島郡江北町佐留志2076-7	
〃	169,000	R6.6.23	自由民主党白石町支部	佐賀県杵島郡白石町大字牛屋1186	
〃	155,000	R6.6.23	自由民主党太良町支部	佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁1701	
〃	114,000	R6.6.23	自由民主党塩田町支部	佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙380	
〃	146,000	R6.6.23	自由民主党嬉野町支部	佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2142番地1	
〃	50,000	R6.6.23	日本遺族政治連盟佐賀県支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	20,000	R6.6.23	佐賀県歯科技工士連盟	佐賀県伊万里市東山代町長浜153-1	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県ときわ会支部	佐賀県佐賀市駅前中央1-11-20	
〃	70,000	R6.6.23	自由民主党21世紀佐賀をつくる会	佐賀県小城市三日月町長神田949-30	
こ の 頁 の 小 計	1,570,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交 付 金	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県旅客船支部	佐賀県唐津市鎮西町馬渡島77	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県電気通信支部	佐賀県佐賀市末広1丁目9番35号	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県エルピーガス支部	佐賀県佐賀市神野東2-2-1	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県土地改良支部	佐賀県佐賀市大財3丁目8番30号	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県石油販売業支部	佐賀県佐賀市川原町8-27	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県郵政政治連盟支部	佐賀県武雄市橘町永島4516	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県歯科医師支部	佐賀県佐賀市西田代2-5-24	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県医療会支部	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県薬剤師支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1269-1	
〃	70,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県建設支部	佐賀県佐賀市城内2-2-37	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県看護連盟支部	佐賀県佐賀市久保田町徳万1997-1	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県たばこ販売支部	佐賀県佐賀市駅前中央3-6-11	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県宅建支部	佐賀県佐賀市神野東4丁目1番10号	
〃	20,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県林材支部	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278-4	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県トラック物流支部	佐賀県佐賀市高木瀬西三丁目1番20号	
この頁の小計	710,000				
合 計					

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年月日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
交 付 金	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県同和会支部	佐賀県佐賀市天神二丁目2番28号	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県地域振興支部	佐賀県西松浦郡有田町本町丙972-15	
〃	30,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県環境保全支部	佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634-1	
〃	80,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県ちんたい支部	佐賀県佐賀市天祐2-2-23	
〃	70,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県柔道整復師支部	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2092番地	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県理学療法士連盟支部	佐賀県唐津市松南町119-2	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県造園建設業協会支部	佐賀県佐賀市金立町大字千布637-1	
〃	50,000	R6.6.23	自由民主党佐賀県遊技産業支部	佐賀県唐津市長谷18-1 2階	
こ の 頁 の 小 計	430,000				
合 計	8,225,000				

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☒	☐	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☒	☐	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その18)

2 資産等の項目別内訳

[illegible]

(その 20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 / 月 29 日

政治団体の名称 自由民主党佐賀県支部連合会

会計責任者の氏名 永沼 彰 

代表者の氏名 _____ 

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散の場合のみ「代表者の氏名」欄も、記入押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。